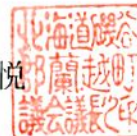


野 村 一 也 様

蘭越町議会議長 富 樫 順 悦



陳情の審査結果について

令和 3 年 2 月 1 2 日付をもって提出された次の陳情は、下記のとおり不採択と決定したので通知します。

なお、この不採択とした陳情は、蘭越町長に送付しましたので、申し添えます。

記

1. 件 名 チセヌプリスキー場の売却にかかる入札談合行為と背任疑惑の真相究明を求める陳情書

2. 審査の結果 不採択

3. 審査意見

令和 3 年 2 月 1 2 日付けで字富岡 1 0 3 5 番地 3 野村一也氏から提出された「チセヌプリスキー場の売却にかかる入札談合行為と背任疑惑の真相究明を求める陳情書」については、総務文教常任委員会において 6 月 3 0 日、7 月 2 1 日に陳情者及び町から意見聴取を行い慎重に協議した結果、不採択とすることに決定いたしました。

以下、陳情書の 4 点について不採択の理由を記述します。

1 1 回目応募企業に対し、非常識かつ高圧的な対応により、破談を誘導したとの指摘について

チセヌプリスキー場は、設備の老朽化やスキー客の減少により平成 2 5 年度から一時休止しておりましたが、関係機関とも協議の上民間活力の導入を進めることとなり、平成 2 6 年 1 2 月から手続きを進め、平成 2 7 年 4 月に応募のあった U T ホールディングスと権利譲渡に向けた事前協議を開始しました。

同年 8 月に土地所有者である北海道から連帯保証人を付けることにつ

いて要請があったため、UTホールディングスと鋭意協議を重ねたものの合意に至らず、11月2日付けで協議を白紙撤回する旨の連絡があり、内定を取り消したものです。

当初にはない条件の追加でしたが、土地所有者である北海道からの要請のため、事由を丁寧に説明して理解を求めましたが、会社側の諸般の事情から合意できませんでした。

この間の経過については町から随時報告を受けており、議会としてはやむを得ないと理解しております。交渉に当たった職員は町長の指揮の下で組織的に対応しており、指摘のような非常識かつ高圧的な対応で破断を誘導したとは考えられません。

10月には2度のトップ会談を行い、会社側からの譲渡金額の減額要望等についても誠実に交渉を重ねており、最終的には双方円満に協議を終えた町から報告を受けております。

2 2回目公募を不適切な時期に実施し、応募者なしの実績を作り大幅値下げの材料としたとの指摘について

北海道との道有林賃借契約上、長期間スキー場を休止していることは適切ではなく、またUTホールディングスとの協議が不調に終わったとの報道もあったため、町では希望する企業の注目もあると判断し、応募期間は平成27年12月18日から平成28年1月29日の40日間と設定したもので、短期間ではあるものの妥当な判断であったと考えます。募集の結果、1社から申込みがありましたが、企業側の事情から後に撤回されました。

指摘のように、町が応募者なしの実績を作り大幅値下げの材料とするなどの意図は全くないと判断します。

内部では、関係者から「リフトだけの経営では厳しく、5千万円の設定は高い」との意見も寄せられていたとのことでした。

3 3回目公募において、選定が公正に実施されていないとの指摘について

第3回目の公募については、平成28年3月7日から4月22日までの45日間行われました。

譲渡金額は、当初2千万円で起案されましたが、高いとの指摘や譲渡する資産の残存価格等を参考に内部協議の結果、最終的に1千万円に設定し直しております。

公募の結果、6社から申込みがあり、企画内容の優れた4社に絞って

ヒアリングを実施することとし、5月23日に検討委員会の委員9人によるヒアリングと採点評価を行い、評価が一番高かった有限会社JRTトレーディングを決定したものです。

一連の作業は公正適切であると認められますので、選定が公正に実施されていないとの指摘は当たらないと考えます。

4 売却先企業が提案内容と異なる事業を行っているとの指摘について

3回目の公募において応募してきた企業等は、JRTトレーディングも含めてその多くが、初めのうちはキャットスキーやスノーモービルを中心に営業して、その後リフトの新設を目指すという計画のようでした。

町の公募がリフトの新設を必要条件とはしておらず、スキー場として利用することを絶対条件としていたことからこうした提案がなされたものであり、この点については土地所有者である北海道も了承済みでありました。

町では、これらを踏まえ、譲渡契約書について弁護士に相談しながら内容を検討し、仮に遅れることなく計画を履行できなかつた場合においても買戻しするという条項等は盛り込まずに契約書を作成し、平成28年9月21日に議会定例会において町有財産の処分に関する議案を可決いたしております。

併せて、現在は北海道とJRTトレーディングとの間で土地の賃貸契約が締結されており、北海道がスキー場として賃貸契約を認めていることも踏まえると、町がリフトを含めた施設を買い戻す行為はできないものと思慮いたします。

なお、JRTトレーディングからは、「今年度がリフト新設の計画年度であったが、コロナの影響等で2年間の営業がほぼできなかったため、リフトの設置は行いたい、当初の計画は後年度に繰り延べざるを得ない」と町に報告があったと伺っております。

議会としては、スキー場の経営とは別に、訪れる山スキーヤー等の安全快適な行動を保持するための対策については、今後も町に求めたいと考えております。

最後に、町職員2名を名指しして入札談合等関与行為と背任行為に抵触する可能性があるとの指摘については、議会として到底受け入れることはできないと認識しております。

両名は、本町行政の推進に必要不可欠の優秀な職員であり、現在は町長並びに副町長として職務に精励しており、町民からの信頼も厚く人格

高潔な職員であります。

この度のチセヌプリスキー場の権利譲渡に関する公募条件の決定、相手方との交渉、選定作業など一連の事務作業については、ときには内部の検討委員会での議論等を経て、町長の指揮の下でその都度決裁を受けながら、極めて組織的に行動しており、特定の会社を陥れたり、優遇することを企図して、個人的に何らかの作為をなしたとは到底考えられず、町に損害を与えたのではないかとの指摘は全く当たらないと判断しております。

担当：蘭越町議会事務局

事務局長 福原 明美

☎0136-55-7831